

「みたか・みんなの広場」運営協議会規約

(名称)

第1条 この団体は、「みたか・みんなの広場」運営協議会（以下本会）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を 東京都三鷹市下連雀4-17-31-201に置く。

(目的)

第3条 多様な主体が協働して地域の居場所づくりを行い、日常的なサービスの提供を通してコミュニティの創生をめざすとともに、具体的な事業を通して高齢者や障がい者などの生活支援を行うことで、共に支え合うしくみをつくり、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の居場所かつ気軽に立ち寄れる相談窓口としてのコミュニティ・カフェの運営
- (2) 定期的なサロンの開催（認知症に関わる種々の相談、メンタルサポート、介護予防講座や子育て講座等々さまざまな講座の開催、行政情報の提供など）
- (3) 便利屋ネットによる生活の質を高めるための支援
- (4) 便利屋ネットや宅配を活用した「御用聞き」事業による高齢者の見守り活動
- (5) 町会・自治会等の支援事業
- (6) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

(構成団体)

第5条 本会は、次の者をもって構成する。

- (1) 三鷹市
- (2) NPO法人 HumanLoop・人の輪
- (3) NPO法人日本シニアジョブクラブ
- (4) みたか認知症家族支援の会
- (5) チームみんなのブックカフェ
- (6) 三鷹市医療と福祉をすすめる会
- (7) NPO法人グレースケア機構
- (8) NPO法人子育てコンビニ
- (9) 三鷹科学あそびの会
- (10) 前各号に掲げる者のほか、本会において特に必要があると認める者

(委員)

第6条 本会の委員は、前条各号に掲げる構成団体の長が指名する者とする。

(役員の数)

第7条 本会に、次の役員を置き、会を運営する。なお、会計監査については、本会の委員以外の第三者とする。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 1名

(役員の職務)

第8条 代表は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の資産の管理を行う。

4 会計監査は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 役員の仕事執行の状況又は本会の財産の状況について、代表に意見を述べ、若しくは総会の招集を請求すること。

(役員を選任)

第9条 役員は、委員の互選により総会で選任する。

(会議)

第10条 本会は事業並びに運営上の重要事項を議決するため、運営協議会を開く。

(総会)

第11条 総会は、次の決定を行うため年1回開催する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任又は解任、職務
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他運営に関する重要事項

(総会の成立)

第12条 総会は、委員総数の 2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第13条 総会における議決事項は、事前にあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむをえない理由のため総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面

または電子メールをもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(資産の管理)

第 14 条 本会の資産は、適切な資産管理を行う。現金については、本会の銀行口座を開設する。

(事業報告及び決算)

第 15 条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに作成し、会計監査による監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 16 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日 に始まり翌年 3 月 31 日 に終わる。

(解散)

第 17 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

(解散時の残余財産の帰属)

第 18 条 本会の解散時の残余財産については、運営協議会に諮って決定する。

附則

本規約は、平成 23 年●月●日から施行する。